

社会福祉協議会による貸付制度のご案内

社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方(世帯)に対して生活費等の貸付を行っています。緊急事態宣言が発令された事もあり、申請については原則、郵送での対応とさせて頂いております。こちらのご案内については、お問合せいただいた方に送付しております。

緊急小口資金(特例貸付)

○貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯

※ただし生活保護世帯、すでに本人又は本人以外の世帯員が本貸付を受けている、従前から就業していない方、暴力団員(世帯員含む)、自己破産手続中等は貸付対象外

○貸付限度額

20万円以内(無利子)

○貸付方法(条件)

(1)据置期間(返済猶予期間):貸付した日から1年以内

(2)償還期限(返済期間):据置期間経過後2年以内

【返済の具体例①】「令和2年5月中に20万円を据置12か月、償還24か月(2年)で借りた場合」

⇒令和2年6月1日から令和3年5月31日まで据置期間となります。償還開始が令和3年6月1日からとなり、最終償還期限日である令和5年5月31日まで月額8,330円(最終回のみ8,410円)を月賦返済にてご返済となります。

【返済の具体例②】「令和2年5月中に10万円を据置12か月、償還24か月(2年)で借りた場合」

⇒令和2年6月1日から令和3年5月31日まで据置期間となります。償還開始が令和3年6月1日からとなり、最終償還期限日である令和5年5月31日まで月額4,160円(最終回のみ4,320円)を月賦返済にてご返済となります。

※返済については貸付金額を10円単位まで均等割した月々の返済となります。

(3)貸付利子:無利子 ※ただし、償還期限後は延滞利子年3.0%(令和2年5月現在)

【申込にあたっての留意点】

・同一世帯及び同住所の方、同居している方からの重複した申請はできません。

・現在、船橋市に居住であり、住民登録をされている方のみ、申請受付が可能です。

・借入申込書、借用書、口座振替依頼書、申立書、個人情報の取扱いについては記入例を参考に記入して下さい。

・記入する際にフリクションボールペン(消えるボールペン)は使用しないでください。

・申込書、借用書の押印がない場合、不備として申請が受け付けられないため、記入例を参考に押印を忘れずをお願い致します。

・返送して頂いた申請書類一式に不備があった場合、船橋市社会福祉協議会よりお電話をさせていただきますのでご協力お願い致します。不備についてご連絡が取れない場合、申請を頂いても審査を進められない場合がございますのでご了承下さい。

・船橋市社会福祉協議会にて申請を受理し、千葉県社会福祉協議会に書類を送付した上で貸付審査を行います。

申請を受理した時点で貸付の可否が決定するわけではございませんのでご了承下さい。なお、貸付審査にお時間を頂く場合がございます。

・貸付審査の可否については船橋市社会福祉協議会よりお電話にてご連絡させていただきます。電話が問い合わせ等で大変混み合っておりますので、貸付の可否及び進捗状況についてのお問い合わせはご遠慮ください。

・貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みとなります。

【必要書類】

【社会福祉協議会から送付した書類(記入例を見本にご記入ください)】

- 借入申込書 (捺印)
- 借用書 (両面捺印箇所あり)
- 収入の減少状況に関する申立書
- 個人情報 の取扱いについて (裏面に署名・捺印)
- 口座振替依頼書 (3枚複写:2枚目2か所、3枚目1か所に銀行印捺印)

【申込者が準備していただく書類】

- 顔写真付本人確認書類の写し(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等)
※裏面に変更表記がある場合、裏面の写しも同封してください。
- 住民票(世帯全員が表記されていて、発行から3か月以内のもの1通)
※申請する方と同一世帯及び同住所の方、同居している方は申請できません。
- 通帳の写し(表紙と、見開き1ページ目の店番号や口座番号の表記があるページの2か所の写し)
※通帳のない口座は原則取扱いが出来ないため、通帳のある口座を作っていただくこととなります。

【お持ちの方、該当する方のみ提出していただく書類】

- 健康保険証の写し
- 外国籍の方の場合、在留カード等の写し

※現在、窓口にて対面での面談を控えさせて頂いておりますので、ご不明な点等ございましたら
お電話にてお問い合わせください。

※なお、償還口座の設定については、後日、審査元の千葉県社会福祉協議会より書類が届きますので、ご記入、ご捺印頂き返送の手続きをお願い致します。

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会 貸付担当
〒273-0005
千葉県船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3階
TEL 047-431-5877
(平日9:00~17:00)